

3 月市議会定例会議案概要説明書（追加提案分）

〔 条 例 案 〕

議案第 4 6 号 豊橋市市税条例の一部を改正する条例

（市民税課）

地方税法の一部改正（令和 6 年法律第 2 号。令和 6 年 2 月 2 1 日公布）に伴い、市税について現行条例の一部を改正するもの

1 個人市民税

（1）雑損控除の特例措置の創設

令和 6 年能登半島地震における災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和 6 年度分の個人住民税（令和 5 年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができることとする。

（公布の日から施行）

〔 単 行 案 〕

議案第47号 工事請負変更契約締結について

(契約検査課・道路建設課)

令和5年6月12日締結の明海大橋（仮称）仮栈橋設置工事1請負契約について、変更契約後の契約価格が1億5,000万円以上となったため、議会の議決を求めるもの

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 明海大橋（仮称）仮栈橋設置工事1 |
| 2 | 工 事 内 容 | ・ 仮栈橋設置工事
仮栈橋工 一式 |
| 3 | 契 約 価 格 | 当初契約価格 119,900,000円
変更前契約価格 144,064,800円（※）
変更後契約価格 158,758,600円
（※）当初契約から3回の変更契約を行った後の価格 |
| 4 | 請 負 人 | （株）オーテック |

議案第48号 議決事項中変更について

(令和5年第85号議決 工事請負契約締結について(明海大橋(仮称)橋梁下部工事))

(契約検査課・道路建設課)

令和5年10月2日締結の明海大橋(仮称)橋梁下部工事請負契約について、議決事項中契約価格の変更を求めるもの

1 変更前契約価格 599,500,000円
変更後契約価格 635,208,200円
(差引き) 35,708,200円増

2 変更理由及び内容

杭打機の規格の変更が必要になったことにより、契約変更をするもの

3 請負人 藤城・神野特定建設工事共同企業体

議案第49号 固定資産評価員の選任について

令和6年4月1日付け人事異動に伴い、固定資産評価員本田佳之の後任者の選任について、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるもの

氏名	役職名
中根光宣	豊橋市財務部資産税課長 (豊橋市財務部次長任命予定)

[報 告]

報告第6号 専決処分の報告について

(住宅課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている市営住宅の家賃等の支払及び明渡しに係る訴えの提起について、同条第2項の規定により報告するもの

市営住宅の家賃等の支払及び明渡し

専決年月日	令和6年3月12日
明渡しを求める市営住宅	柳原住宅
事件の概要	相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の市営住宅の家賃及び駐車場使用料を滞納しているため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、修繕費用、賃貸借契約解除後の使用損害金及び滞納駐車場使用料の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所豊橋支部へ提起したものである。 (専決処分時の滞納状況) 滞納月数 7月分(家賃) 11月分(駐車場使用料)

報告第7号 専決処分の報告について

(納税課・生活福祉課・住宅課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている生活保護費返還金の支払及び市営住宅の家賃等の支払に係る和解について、同条第2項の規定により報告するもの

1 生活保護費返還金の支払

専決年月日	令和6年2月14日
和解の概要	四日市簡易裁判所に係属中の未払生活保護費返還金請求事件（令和6年報告第2号の1）について、次のとおり和解したものである。 （1）相手方は、本市に対し、未払生活保護費返還金の支払義務があることを認める。 （2）相手方は、本市に対し、（1）の金員を分割して支払う。 （専決処分時の滞納状況） 滞納件数 2件 （分割回数） 3回

2 市営住宅の家賃等の支払

専決年月日	令和6年2月21日
和解の概要	岡崎簡易裁判所に係属中の未払家賃等請求事件（令和6年報告第2号の2）について、次のとおり和解したものである。 （1）相手方らは、本市に対し、連帯して、未払市営住宅家賃等の支払義務があることを認める。 （2）相手方らは、本市に対し、連帯して、（1）の金員を分割して支払う。 （専決処分時の滞納状況） 滞納月数 4月分（家賃） 滞納件数 1件（修繕費用） （分割回数） 8回

報告第8号 専決処分の報告について

(消防本部総務課・土木管理課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和6年3月8日
(2) 損害賠償の額 231,000円
(3) 事故の概況 令和6年1月19日午後7時50分頃、豊橋市大岩町字荒古54番6地先の交差点において、本市消防団員の運転する小型動力ポンプ付積載車が左折したところ、相手方所有のフェンスに誤って接触し、損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)

- 2 (1) 専決年月日 令和6年3月12日
(2) 損害賠償の額 69,435円
(3) 事故の概況 令和6年2月14日午後6時9分頃、豊橋市細谷町字松ヶ谷36番2地先の市道上において、相手方所有の軽乗用自動車が行中、道路のくぼみに落ち、相手方車両が損傷したもの
(豊橋市過失割合 90%)

※なお、本件事故については、レンタカー代等について保険金が支払われたことにより、損害賠償請求権の一部を保険会社が代位取得している。